

衆議院国土交通委員会ニュース

平成 25. 3. 19 第 183 回国会第 3 号

3 月 19 日（火）、第 3 回の委員会が開かれました。

1 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第 5 条第 1 項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求める件（内閣提出、承認第 1 号）

- ・太田国土交通大臣、加藤内閣官房副長官、松山外務副大臣、梶山国土交通副大臣、城内外務大臣政務官、赤澤国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって承認すべきものと決しました。
（賛成一自民、民主、維新、公明、みんな、共産、亀井静香君（無））

（質疑者及び主な質疑内容）

鷲尾 英一郎君（民主）

- ・北朝鮮による拉致問題について、日本とアメリカの間でどのような共通認識を持っているか。
- ・我が国では、北朝鮮に対して経済制裁を実施しているが、どのような効果があったのか。日本と北朝鮮との貿易額、北朝鮮と中国との貿易額はどのように推移しているか。

松原 仁君（民主）

- ・平成 25 年 2 月に北朝鮮が実施した核実験を受け、同年 3 月に国連安全保障理事会において全会一致で採択された国連安保理決議第 2094 号の主文 16 項の内容について伺いたい。また、同項の義務を履行するのはどの機関か。そして、同項の義務を履行する法的根拠、体制は整っているのか。
- ・安保理決議第 2094 号の主文 17 項の内容について伺いたい。また、同項により自国への入港を拒否する法的根拠を現行の特定船舶入港禁止法と別に考えるということによいのか。

大西 英男君（自民）

- ・今回で本法に基づく 9 度目の入港禁止措置となるが、この法律は北朝鮮に対しどのような制裁効果があったのか。その詳細について伺いたい。
- ・これから北朝鮮問題に対してどのように対処していくのか。大臣の決意を伺いたい。

三宅 博君（維新）

- ・北朝鮮という国家の存在を政府としてはどのように捉えているのか。また、拉致、核、ミサイルといった北朝鮮の行動が日本に及ぼす影響はどれほど深刻な脅威であり、日本の平和と安全を維持することを阻害しているのか。
- ・テロ国家である北朝鮮に対しては、人・モノ・カネの動きを徹底的に遮断すべきだと考えるが、第 3 国経由での日朝間の物品の流れを把握しているのであればその金額はどのくらいになるのか。
- ・平成 13 年 12 月に発生した九州南西海域不審船事案に類似するような事案が最近発生しているか。

杉本 かずみ君（みんな）

- ・特定船舶入港禁止措置の目的と効果は何か。
- ・最近の北朝鮮への諸外国の船舶の往来状況について把握しているか。
- ・入港禁止措置は便宜置籍船も対象としているのか。

穀田 恵二君（共産）

- ・国連安保理決議第 2094 号の主な内容は何か。また、同決議は国連憲章第 7 章第 41 条に基づく措置であり、非軍事的に行うことを定めたということ間違いはないか。
- ・国連安保理決議第 2094 号について、世界各国はどのような対応をしているか。特に中国や韓国はどのような対応をしているか。